



社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター

2011. 3. 24

東京都における 乳児の水道水の摂取の抑制解除について

3月24日、東京都は、午前6時に採水した金町浄水場の水道水の放射能測定結果を発表し、測定値が食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値を下回ったことから、乳児を対象とした水道水の飲用を差し控える要請は解除した、と伝えられました。

したがって、東京都においては、乳児に対する水道水の提供については差し支えないこととなります。

今後とも、水道水の測定検査が継続されますので、発表される情報には十分注視していく必要があります。

いずれにしても、乳児に対する水道水の摂取を控える要請があった場合においては、先のJFニュースレター（平成23年3月23日付け）の基本に沿った対応をお願いいたします。

なお、今回の発表も東京都からのみのものであり、JFとしては引き続き、農林水産省はじめ官邸、厚生労働省等国の機関による外食産業への明確な説明を求めています。

（参考）乳児による水道水の摂取を控える要請があった場合の対応について

—JFニュースレター（平成23年3月23日付け）より—

- 1 お客様から乳児への水の提供を求められたら、水道水の提供は控えてください。
- 2 乳児以外のお客様には、水道水を提供しても差し支えありません。
- 3 今回の東京都の通知は、あくまでも乳児への対応であることをお客様にご説明してください。

なお、東京都庁の関係HPは、

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/03/2013ok00.htm>

※この件のお問い合わせは事務局：関川・楠山（03・5403・1060）までお願いいたします。

以上